神奈川県行政手続条例施行規則

平成７年６月13日  
規則第72号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 平成27年３月20日規則第12号 |  |

神奈川県行政手続条例施行規則をここに公布する。

神奈川県行政手続条例施行規則

（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）

**第１条**　神奈川県行政手続条例（平成７年神奈川県条例第１号。以下「条例」という。）第13条第２項第５号に規定する規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

(１)　条例等（条例第２条第１項第２号に規定する条例等をいう。以下この条において同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

(２)　届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

（文書等の写しの交付）

**第２条**　条例第39条第１項から第３項までの規定による資料、調書及び報告書（以下「資料等」という。）の写しの交付の求めについては、資料等の写しの交付を求めようとする者は、その氏名及び住所並びに資料等の標目及び写しの交付を求める範囲を記載した書面を提出することにより行うものとする。

*一部改正〔平成27年規則12号〕*

（文書等の写しの交付に要する費用の納付）

**第３条**　条例第39条第４項に規定する資料等の写しの交付に要する費用は、前納とする。

*一部改正〔平成27年規則12号〕*

附　則

この規則は、平成７年７月１日から施行する。

附　則（平成27年３月20日規則第12号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。